

○ 総務省
財務省 令第二号

地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）の施行に伴い、並びに地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二条第四項、第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）第十四条第二項の規定に基づき、地方財政法施行令第二条第四項、第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣 山本 早苗

財務大臣 麻生 太郎

地方財政法施行令第二条第四項、第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定め

る要件を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法施行令第二条第四項、第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令（平成十八年^{総務省}財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「に規定する協議における」を「の規定による協議を受けて」に、「に規定する届出」を「の規定による届出」に、「に規定する報告」を「の規定による報告」に、「同令第九条各号に規定する」を「同令第十八条の二で定める」に改める。

附則第二項中「平成二十六年度及び平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

附則第三項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度から平成三十七年度までの間」に、「附則第三条第四項」を「附則第五条第四項」に、「附則第三条第三項」を「附則第五条第三項」に、「附則第三十三條の五の七第二項」を「附則第三十三條の八第一項」に改める。

附則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行し、平成二十八年度の地方債から適用する。